

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 7 年 7 月 25 日

収支等命令者

佐賀県茶業試験場長 山口史子

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 品名 | マルチスペクトルカメラ搭載ドローン |
| (2) 調達物品の仕様等 | 入札条件書（仕様書）による |
| (3) 納入期限 | 令和 7 年 9 月 30 日（火曜日） |
| (4) 納入場所 | 佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙 1870-5 佐賀県茶業試験場 |

2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が 50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が 50 人以上の者、誘致企業、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与している等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 入札参加届を提出していない者は、入札に参加できません。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 上記2(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入のうえ、令和7年7月31日(木曜日)14時までに直接持参して提出し、入札日までに競争入札参加資格の認定を得ること。

① 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当

電話 0952-25-7194

② 申請書様式の入手先

上記①の部局又は佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別添「入札参加届」及び「営業概要書」を令和7年8月12日(火曜日)15時までに茶業試験場 総務・普及担当に持参又は郵送(同日時必着)してください。

なお、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出してください

5 入札日時及び場所等

- (1) 日 時 令和7年8月18日(月曜日) 14時00分
- (2) 場 所 佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1870-5
佐賀県茶業試験場 2階 会議室
- (3) 入札方法 入札者の直接持参による入札
- (4) その他 入札書に関する事項は「入札条件書」に記載。

6 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除する。
- イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。
- (3) 入札
- ア 入札に参加する者は、入札日時及び場所に必ず到着していること。
- イ 代表者が出席できない場合は、委任状を提出し、代理人が出席すること。
- ウ 再度入札を行うこともある。
- エ その他「佐賀県財務規則」による。
- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）の規定により取り消すことができると認められるものを提出した者
- ク 1 人で 2 以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のない者
- コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の延期又は中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期又は中止します。この場合の損害は入札者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

- ア 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。
- ウ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- エ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第 1 回目を含め 2 回を限度）を行う。

(8) 詳細は、「入札条件書」による。

(9) 問い合わせ先

〒843-0302 佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙 1870-5

佐賀県茶業試験場 総務・普及担当 鬼橋

電話 0954-42-0066 E-mail chagyoushiken@pref.saga.lg.jp

(10) 代金の支払方法

適正な請求書を受理してから 30 日以内。